

居宅介護支援事業所

ふくろうの杜介護保険サービス

重要事項説明書

社会福祉法人 敬心福社会 池袋敬心苑

居宅介護支援事業所 ふくろうの杜介護保険サービス重要事項説明書

当事業所はご利用者に対して居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、ご利用上ご注意頂きたい事を次の通り説明します。

この「重要事項説明書」は、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号）」第 4 条の規定に基づき、指定居宅介護支援提供の契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1. ふくろうの杜介護保険サービスの概要

(1) 事業主体

事業主体（法人名）	社会福祉法人 敬心福祉会
設立年月日	平成 8 年 2 月 15 日
代表者	理事長 小林 光俊
法人所在地	〒157-0064 東京都世田谷区給田 5-9-5
電話番号	03-3307-1165
FAX 番号	03-3307-1140

(2) 居宅介護支援事業所の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	ふくろうの杜介護保険サービス
事業所の所在地	豊島区南池袋 3-7-8
代表者	施設長 齋藤 隆弘
管理者	主任介護支援専門員 高柳 貴之
電話番号	03-5958-1207
FAX 番号	03-59581195
サービス提供地域	豊島区・新宿区・文京区
開設年月日	平成 17 年 4 月 1 日

(3) 当事業所の職員体制（職員配置については、指定基準を遵守しています）

職 種	配置人数
管理者	1 名
介護支援専門員	2 名以上

(4) 営業時間

営業日	月曜日から土曜日 (但し日曜日、祝日、12 月 29 日～1 月 3 日までを除く)
-----	---

	※ 緊急時連絡は 24 時間対応可能
営業時間	午前 8 時 30 分 ~ 午後 5 時 30 分

2. 居宅介護支援の申込みからサービス提供までの流れと主な内容

(1) お申し込み

- ① 担当介護支援専門員の選任

(2) 居宅サービス計画作成の支援

- ① 居宅サービス計画作成依頼届：居宅介護支援重要事項説明と契約
- ② アセスメント課題分析
- ③ 居宅介護サービス計画原案作成
- ④ 居宅サービス計画に基づくサービス利用の調整
- ⑤ サービス担当者会議の開催
- ⑥ ご利用者への説明と同意の確認
- ⑦ ご利用者へサービス利用票・別表送付(確認)
- ⑧ 居宅サービス提供事業者へサービス提供票・別表送付 ⇒ (サービス提供)

(3) 経過観察・再評価

- ① 毎月の訪問によるモニタリング
- ② 居宅サービス計画の変更・同意の確認

(4) 国保連へ給付管理票の送付

- ① サービス提供実績の確認と給付管理票の作成

(5) 要介護認定等の申請に関わる援助

- ① 要介護認定申請代行 ⇒ (要介護認定結果通知)

3. ご利用料金

(1) ご利用料 (居宅介護支援料金)

要介護認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所から居宅介護支援提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口へ提出しますと、差額の払戻を受けられます。

居宅介護給付費、加算等のご利用料金詳細については、別紙「重要事項説明書 別表 1」のとおりです。

(2) 交通費

通常の事業の実施地域（豊島区、新宿区、文京区）以外の場合、運営規程の定めに基づき、交通費の実費を請求いたします。なお、自動車を使用した場合は、事業の実施地域を1km越えた際は10円を請求、1kmごとに10円

を加算し請求いたします。

(3) 解約料

ご利用者はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

(4) サービス実施記録の複写

サービス実施記録の複写が必要な場合は、実費として1枚10円をいただきます。

4. 当事業所の居宅介護支援の特徴等

(1) 運営方針

① 事業の目的

ふくろうの杜介護保険サービスでは、介護支援専門員が在宅の要介護状態にある高齢者等に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とします。

② 運営の方針

i ふくろうの杜介護保険サービスの介護支援専門員は、居宅介護サービス計画作成にあたり、中立公正の立場から利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、ご利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。

ii 事業の実施にあたっては、保険者等関係市区町村、地域の保健医療サービス及び福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

(2) 居宅介護支援の提供にあたって

① サービスの提供

i 居宅介護支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。

ii ご利用者が要介護認定を受けていない場合は、ご利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるように必要な援助を行います。また、要介護認定の更新が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。

iii 担当の介護支援専門員は、ご利用者・ご家族の希望により交代可能です。

iv 居宅介護支援の提供の開始に当たり、ご利用者等に対して、入院時に担当ケアマネジャーの氏名等を入院先医療機関に提供するよう依頼します。

v 居宅支援事業所のみやすい場所に、運営規程の概要、重要事項等を備え付け、いつでも自由に閲覧ができます。

② サービスの選定

- i ご利用者やそのご家族に対して、利用者は居宅サービス計画に位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であること、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能であることの説明を行います。
- ii 質の高いケアマネジメントの推進の為、ケアマネジメントの公正中立の確保を図る観点から、ご利用者に説明を行うよう努めるとともに、介護サービス情報公表制度において公表を行います。詳細については別紙「重要事項説明書別表2」のとおりです。
 - ・前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合。
 - ・前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの、同一事業所によって提供されたものの割合。

(3) 医療との連携

- ① ご利用者が医療系サービスの利用を希望している場合等は、ご利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めることとされていますが、この意見を求めた主治の医師等に対してケアプランを交付します。
- ② 訪問介護事業所等から伝達されたご利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際に介護支援専門員自身が把握したご利用者の状態等について、介護支援専門員 から主治の医師や歯科医師、薬剤師等に必要な情報伝達を行います。
- ③ 看取りへの対応の実施として、看取り期のご本人・ご家族との十分な話し合いや関係者との連携を密にして、人生の最終段階における医療・ケアの連携に努めます。
- ④ 障害福祉サービスを利用してきた障害者が介護保険サービスを利用する場合等における、介護支援専門員と障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携を促進するため、指定居宅介護支援事業者が特定相談支援事業者との連携に努めます。
- ⑤ 訪問リハビリテーションおよび通所リハビリテーションについては、医療機関からの退院患者において、退院後のリハビリテーションの早期開始を推進する観点から、入院中の医療機関の医師による意見を踏まえて、速やかに医療サービスを含む居宅サービス計画を作成します。

(4) 施設（事業所）全体における機能・取り組み

- ① ハラスメント指針を基に、従業者とご利用者及びそのご家族等の双方が尊厳を保ち、人格が尊重されるような信頼関係構築に努めます。

- ② 業務継続に向けた取組の強化として、感染症が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する為に、施設（事業所）全体における機能・取り組みに一員として参画し、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）を実施します。定期的に評価し見直しを行います。
- ③ 業務継続に向けた取組の強化として、災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する為に、施設（事業所）全体における機能・取り組みに一員として参画し、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）を実施します。定期的に評価し見直しを行います。
- ④ 感染症対策の強化として、感染症の発生及び蔓延等に関する取組の徹底を図る為、施設（事業所）全体における機能・取り組みに一員として参画し、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）を実施します。
- ⑤ 認知症に係る取組みの情報公表の推進として、介護サービス事業者の認知症対応力の向上とご利用者の介護サービスの選択に資する観点から、研修の受講状況等、認知症に係る取り組み状況について、介護サービス公表制度において公表することとします。
- ⑥ 会議や多職種連携における ICT の活用に取組みます。

(5) 居宅介護支援の実施概要

居宅介護サービス計画作成の際、介護支援専門員は、課題分析標準項目に基づき、生活全般についてアセスメントを行います。また、リ・アセスメントシート等を活用し、どの分野でどのようなサービスが必要かを考え、ご利用者の同意を得ながら居宅介護サービス計画を作成します。

5. 虐待の防止について

- (1) 事業者は、ご利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。
 - ① 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底します。
 - ② 虐待防止のための、指針を整備します。
 - ③ 虐待を防止するための従業者に対する定期的な研修を実施します。
 - ④ 虐待防止に関する責任者の選定

虐待防止に関する責任者	氏名：高柳 貴之
-------------	----------
 - ⑤ 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを保険者に通報するものとします。
 - ⑥ 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護する為、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合に

は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することを義務付ける。

- ⑦ その他、虐待防止のために必要な措置。
- ⑧ 成年後見制度の利用を支援します。

6. 秘密保持と個人情報の保護について

(1) 個人情報の保護について

事業所は、ご利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び個人情報保護委員会・厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の保護の適切な取り扱いのためのガイダンス」厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」ならびに社会福祉法人敬心福祉会が作成した「個人情報の保護に関する規程」を遵守し適切な取り扱いに努めます。

(2) 秘密の保持について

当該事業所の従業者は、業務上知り得たご利用者又はそのご家族の秘密を保持します。また、従業者であった者に業務上知り得たご利用者又はそのご家族の秘密を保持させるために、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を守るべき旨を定めた「個人情報保護に関する誓約書」に従業員との雇用契約の内容とします。

7. 事故発生時の対応方法について

事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき時由によりご利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、区市町村、ご利用者のご家族に連絡を行うとともに、必要な措置を速やかに講じ損害を賠償します。

8. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所における相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。担当介護支援専門員または管理者までお申し出ください。また、担当介護支援専門員の変更を希望される方はお申し出ください。

担当者	管理者 高柳 貴之
電話	03-5958-1207 (直通)
受付時間	月曜日～土曜日 8:30～17:30 (日曜日・祝日・年末年始を除く)

(2) その他

当事業所以外に区市町村の相談苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

豊島区介護保険課	所在地 豊島区南池袋 2-45-1 電話 03-3981-1318 受付時間 月曜日～金曜日 8:30～17:00 土・日・祝・年末年始は休館
新宿区介護保険課給付係	所在地 新宿区歌舞伎町 1-4-1 電話 03-5273-3497 受付時間 月曜日～金曜日 8:30～17:00
文京区介護保険課 介護保険相談係	所在地 文京区春日 1-16-21 電話 03-5803-1383 受付時間 月曜日～金曜日 8:30～17:15
東京都国民健康保険団体連合会 介護相談指導課介護相談窓口	所在地 千代田区飯田橋 3-5-1 東京区政会館 11 階 電話 03-6238-0177 受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00 土・日・祝を除く
ふくろうの杜 高齢者総合相談センター ※もしくはお住まい住所地の地域包括支援センター	所在地 豊島区南池袋 3-7-8 電話 03-5958-1208 受付時間 月曜日～金曜日 8:30～18:30 土曜日 8:30～16:30

9. 当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 敬心福祉会
定款の目的の定めた事業	01. 第1種社会福祉事業 02. 第2種社会福祉事業 03. 公益事業
施設・拠点等	01. 介護老人福祉施設 「千歳敬心苑」「池袋敬心苑」(短期入所施設含む) 02. 通所介護事業所 「デイホーム千歳」「デイホーム南池袋」 03. 訪問介護事業所 「給田ヘルパーステーション」 04. 居宅介護支援事業所 「給田介護保険サービス」 「ふくろうの杜介護保険サービス」 05. 地域包括支援センター 「烏山あんしんすこやかセンター」 「ふくろうの杜高齢者総合相談センター」 06. 障害者支援施設 「雑司谷」(短期入所施設含む) 07. 地域活動支援センター 「雑司谷デイサポートセンター」 08. 浦安市障がい者福祉センターきらりあ 「就労継続支援B型事業」 「生活介護事業」 「特定相談支援事業」 「一般相談支援事業」 9. 船橋市認可保育所 「敬心ゆめ保育園」 10. 江東区障害者福祉センター

私は、ご利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

説明日 令和 年 月 日

説明者

事業者名 社会福祉法人 敬心福社会 ふくろうの杜介護保険サービス

事業者番号 指定番号（東京都 1371602424 号）

住 所 〒171-0022 東京都豊島区南池袋 3 丁目 7 番地 8 号

代表者氏名 施設長 齋 藤 隆 弘 (印)

説明者氏名 (印)

私は、本書面により、事業者から居宅介護支援について重要事項の交付と説明を受け、内容について同意致します。

ご利用者

住 所
氏 名 (印)

(代筆 :)

代理人 (または身元引受人)

住 所

氏 名

印

(ご利用者との続柄 :)